

吹田市立障害者支援交流センター換気設備修繕 仕様書

1 修繕名称 吹田市立障害者支援交流センター換気設備修繕

2 修繕場所 吹田市千里万博公園 12 番 27 号
吹田市立障害者支援交流センター

3 修繕内容

(1) 資材等搬入について

正面玄関からプール前廊下までは人の往来が多いため、できるだけプール前廊下の奥にある出入口（以下「裏出入口」という。）から搬入すること。

裏出入口は、2 tトラックなら十分出入りが可能な広場とつながっています。裏出入口と広場はスロープで接続しています。

裏出入口は引き戸となっており、有効開口 970 mm、高さ 1990 mm、建物の外側からみて引き戸の右側が開口側で、開口側に施設の壁が垂直にあります。

スロープの有効幅は 1600 mmです。

(2) 地下機械室 2 排気ファン (FE-2) モーター修繕 (試運転確認含む)

トップランナーモーター取替え

(3) 1階プール

ア 天井裏給排気換気設備修繕 (試運転確認含む)

(ア) 共通

天井を復旧する際、下記 (ア) 及び (イ) に係る点検口のサイズを現在より四辺とも 100 mm以上広くとること。

(イ) 給気ファン (FS-4)

a テクセル耐蝕送風機 (型式: CES-101-RRT-T) 取替え

b 天吊ゴム架台取替え

c ストッパーボルト取替え

d 相フランジ取替え

(ウ) 排気ファン (FE-20)

a テクセル耐蝕送風機 (型式: CES-101-RRT-T) 取替え

b 天吊ゴム架台取替え

c ストッパーボルト取替え

d 相フランジ取替え

イ ろ過機械室 排気ファン (VF-1-18) 修繕 (試運転確認含む)

a 消音形キャビネットファン

型式：FY-25SCF3（パナソニック製）単相 100V 取替え

b 防振用吊金具

型式：FY-06BGH（取替え）

ウ 便所シャワー室 排気（FE-13）（試運転確認含む）

a 消音形キャビネットファン

型式：FY-23DCS3（パナソニック製）単相 100V 取替え

b 防振用吊金具

型式：FY-06BGH（取替え）

エ 更衣室 排気（FE-14）（試運転確認含む）

a 消音形キャビネットファン

型式：FY-18DCF3（パナソニック製）単相 100V 取替え

b 防振用吊金具

型式：FY-06BGH（取替え）

(4) アスベスト

天井ボードを落としての作業を行う場合、石綿が含まれているものと「みなし」で処分すること。

(5) 工事できる時間帯について

ア 天井裏給排気換気設備修繕

1 週間程度プール前の廊下へ通所者の立入を禁止するので、その間に工事を終えること。

なお、土日には通所者以外の障がい者がプール・浴室施設を利用できるよう施設を開放しているので、工事による中止までの周知期間を設ける必要性から、工事期間は2月から3月までの間で設けること。

イ 地下機械室2 排気ファン（FE-2）モーター修繕

排気ファンモーターの稼働と入浴施設・暖房の稼働が連動しており、平日は入浴施設・暖房を稼働させるため、上記アの期間の土日又は通所事業を休んでいる休日に工事期間を設けること。

4 修繕期間 令和6年1月30日（予定）から令和6年3月24日までの間

5 一般仕様

5-1 見積要領

(1) 本仕様書及び特記仕様書に基づき出来るだけ詳細に見積ること。

(2) 契約事項については、本市財務規則のとおりとする。

5-2 検収、保証期間及び保証事項

- (1) 修繕完了後、本市職員の検査を受けること。検査の結果、不良箇所、不具合がある場合は手直しをするものとする。
- (2) 保証期間は修繕後1年とする。保証期間内において、本修繕の不良箇所等により支障が生じた場合、又は不都合が認められた場合は、無償で本市の指定する日時までに、本市職員の指示するとおり修繕又は取替えを行うこと。

5-3 提出書類

- (1) 修繕契約時下記書類を提出すること。
契約書 2部
修繕契約後、速やかに担当技術者を本市に派遣し、本市職員と仕様書の確認及び日程調整を行うこと。
- (2) 検査完了後、下記書類を提出すること。
修繕報告書 2部

5-4 現場施工

修繕は本仕様書に基づき誠実に実施すること。

- (1) 施工にあたり労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守すること。
- (2) 既存設備を仮撤去する際は本市職員の許可により実施し、工事完了後、修復の上、係員の確認を得ること。
- (3) 修繕に使用する機材等はすべて請負者にて準備し、新品又は十分手入れしたもので、不良品は絶対に使用しないこと。
- (4) 施工写真は、工程に従い、修繕の施工前、施工中、施工後を撮影すること。また、修繕完了後に外面から明視することのできない部分等について撮影すること。
- (5) 図面・仕様上の納まり又は取合いによって生じた軽微な変更及び構造・外観上その他の理由により当然と認められるものは、本市職員又は指定管理者職員の指示によって施工する。この場合の請負代金額は増減しない。
- (6) 工事期間中、落下物等に対して仮設養生に万全を期すこと。
- (7) 工事用水については、構内既存施設を利用できる。
- (8) 工事用電力及び電灯については、構内既存の施設を利用できる。
- (9) 指定管理者が当施設で行っている事業（重度障がい者の通所、短期入所）について支障をきたさないよう、工事前に指定管理者と十分な打合せを行うこと。

5-5 服務規程

現場においては下記項目を遵守すること。

- (1) 指定管理者及び本市職員の指示に従い忠実に誠意を持って行うこと。

- (2) 安全対策を十分に行い事故のないよう注意すること。
- (3) 所内及び敷地内での喫煙は禁止する。
- (4) 毎日の作業前及び終了後は指定管理者又は本市職員に報告すること。
- (5) 作業終了時は作業場所の後片付け及び掃除を励行すること。

5-6 安全対策

- (1) 施工中の全ての事故については、請負者にて解決するものとし、本市は一切その責任を負わない。
- (2) 作業完了後、本市職員立会いの上、安全確認後をおこなうこと。

5-7 その他

- (1) 本仕様書に記載無き事項でも当然具備すべき条件は満足しなければならない。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたときは、本市の解釈によるが、内容について誤りのあるもの、また、予め確認の必要があると思われるものについては、本市職員まで申し出ること。

6 その他

- (1) 修繕作業中に不具合が発見された場合、直ちに本市職員に報告し、その指示に従い対処すること。
- (2) 修繕作業中に発生した廃材等は、請負者にて適正に処分すること。
- (3) 当施設は重度障がい者が通所する施設であり、施設職員との接触も含め、感染症予防に最大限努力すること。
- (4) 通所時間は、概ね午前10時から午後3時30分までで、工事によって通所者や通所に係る送迎、支援職員の行動が著しく制限されないよう配慮すること。
- (5) 施設の連絡先

吹田市立障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）

電話 06-6816-6895

7 危険負担

瑕疵1年保証